

平成 27 年度善通寺市国民健康保険運営協議会議事録

開催年月日 平成 27 年 10 月 29 日 (木)
日 時 午後 3 時～午後 5 時

開催場所 善通寺市役所 3 階 大議室

出席委員 松前美津枝 山下 光子 藤田 諭史
藤澤 孝男 杉本多加誌 香川 宗寛
高畑 光宏 森川 政子 坂本 光男

欠席委員 なし

事務局	副市長	杉峯 文昭
	保健福祉部長	川西 謙二
	市民生活部長	近藤 浩行
	保健課長	坂本 修治
	税務課長	光家 利春
	保健課係長	内田 貴史
	保健課主事	三好 健太郎
	税務課主事	林 明宏

議事 (1) 諮問事項

善通寺市国民健康保険税の課税限度額改正 (案) について

善通寺市保健事業実施計画 (データヘルス計画) (案) について

(2) 報告事項

平成 26 年度特別会計国民健康保険決算について

議事録

(事務局)

ただ今から平成 27 年度第 1 回善通寺市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
日ごろは、市の国保事業に、御理解と御協力をいただきありがとうございます。
また、本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきありがとうございます。日程
の都合で高齢者課の会議に引き続きとなった委員さんもおいでかと存じますがよろ
しくお願いします。私は、保健課長の坂本です。よろしくお願いいたします。はじめに
杉峯副市長から御挨拶申し上げます。

(副市長)

市長に代わりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙の中、高畑会長をはじめ委員各位には国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また平素より本市国民健康保険事業の円滑な運営に対しまして、格別の御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、後ほど報告がありますが、本市の平成 26 年度国民健康保険決算では単年度においては黒字となりました。しかし、依然として厳しい財政状況が続いています。そこで、本日の協議会では 2 件の諮問事項として審議をいただきたいと思います

まず 1 点目に、被保険者間の負担の公平性を図るため国保税の賦課限度額の引上げについて審議をいただきます。また 2 点目には、最近の生活環境の変化や高齢化により疾病に占める生活習慣病の割合が増えてきている中で、国の指針により、保険者は被保険者の自主的な健康増進の取組を支援し、効果的かつ効率的な保健事業の実施を目指すこととされたことから、本市のこれからの保健事業の内容及び目標を記載した善通寺市保健事業実施計画（データヘルス計画）について審議をいただきます。

今後も本市の国民健康保険事業の健全な運営に御指導と御助言を賜りますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

(事務局)

次に高畑会長から御挨拶をお願いします。

(会長)

みなさんこんにちは。御多忙の中、善通寺市国民健康保険運営協議会に御出席を賜りましてありがとうございます。先ほど杉峯副市長からお話がありましたように、国民健康保険は善通寺市において財政的には苦しい中で運営されております。

みなさんには事前に送付された資料が届いており目を通していただいているものと思いますが、ここで協議される内容は、今後の国民健康保険の運営に非常に大きな影響を与えていくということで、何卒、慎重審議のほどよろしく願いいたします。今から 1～2 時間ほどですが、事務局からの御説明とみなさんからの貴重な御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。

ここで、副市長は他に公務がありますので退席させていただきます。

(副市長退席)

本日の会議につきましては、運営協議会委員 9 名のうち、出席者が委員の区分ごとにそれぞれ過半数を超えておりますので、善通寺市国民健康保険運営協議会規則第 7 条により有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、規則第8条第1項の規定により会長にお願いします。

(会長)

それでは、これより会議を始めます。

まず、本日の議事録の署名委員を指名します。本日の会議の署名委員につきましては、山下委員と香川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして議事に入りますが、議事の順番について事務局から提案があると聞いていますので事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

次第では、議事進行の順序は諮問事項の2件の後に報告事項となっていますが、諮問事項は、平成26年度特別会計国民健康保険決算をふまえたほうが、より内容が深まりますので、先に報告事項を説明させていただきたいと思います。

(会長)

委員の皆様いかがでしょうか。特に異議がないようですので、報告事項の平成26年度特別会計国民健康保険決算について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、まず、平成26年度国民健康保険決算の歳入について御説明いたします。7ページをご覧ください。

1 国民健康保険税 7億2,618万7,099円であり、前年度と比べ約3,700万円の減となっています。これは、平成25年度に比べ世帯数と被保険者数の減少と所得が下がったことによるものです。

2 使用料及び手数料 38万900円であり、これは国保税の督促手数料です。

3 国庫支出金 9億33万2,922円であり、主なものは一般被保険者の医療費の支給に対する国が定率で負担する療養給付費等負担金があり、前年度と比べ約9,700万円の増となっています。これは、一般被保険者の医療費の増加に伴う国負担金の増加によるものです。

4 療養給付費等交付金 1億3,914万4,265円であり、療養給付費等交付金とは退職被保険者の医療給付に要する費用の交付金のことであり、前年度と比べ約8,800万円の減となっています。これは、退職被保険者の減少に伴う交付金の減少となっています。

5 共同事業交付金 5億5,881万3,088円であり、前年度と比べ約8,300万円の増となっています。これは、高額な医療費について香川県内の各市町がお金を出し合って共同で負担するものですが、善通寺市において高額な医療費が増加したため、交付金が増加したものです。

6 県支出金 2億1,437万9,084円であり、主なものは一般被保険者の医療費に対

する県からの交付金です。

7 諸収入 4,925 万 5,128 円であり、主なものは第三者納付金があり、これは交通事故等により国保を使って治療を受けた場合における損害賠償金のことです。

8 繰入金 2 億 7,707 万 139 円であり、これは一般会計から特別会計国民健康保険への繰入金であり、主な繰入金は保険基盤安定繰入金があります。これは、低所得者に対する保険税軽減分を一般会計から補てんするものです。

11 連合会支出金 50,000 円

12 前期高齢者交付金 10 億 4,477 万 6,371 円であり、これは前期高齢者（65～74 歳）が多い国保においては、被用者保険と比べて医療費の負担が大きいいため、交付される交付金のことです。

歳入合計 39 億 1,038 万 8,996 円です。

続きまして歳出ですが、8 ページをご覧ください。

1 総務費 2,214 万 8,637 円

2 保険給付費 27 億 6,918 万 4,690 円であり、前年度と比べ約 6,900 万円の増となっています。一人当たりの医療費が平成 25 年度は 400,888 円であったが、平成 26 年度は 423,349 円と増加しているためです。

3 老人保健拠出金 1 万 7,232 円

4 共同事業拠出金 4 億 7,526 万 4,596 円であり、前年度と比べ約 3,800 万円の増となっています。これは、高額な医療費について香川県内の各市町がお金を出し合って共同で負担するものですが、香川県内全体が高額な医療費が増加し、善通寺市が負担する金額が増加したと言えます。

5 保健事業費 2,506 万 9,519 円であり、前年度と比べ約 130 万円の増加となっています。これは、特定健診の受診者が増加し、健診委託料が増加したことによるものです。

7 諸支出金 1,804 万 6,406 円

8 介護納付金 1 億 6,604 万 4,397 円

9 後期高齢者支援金等 4 億 1,656 万 3,634 円

介護納付金と後期高齢者支援金は、介護保険と後期高齢者医療の財源にするための負担金です。

11 前期高齢者納付金等 32 万 6,386 円

12 前年度繰上充用金 2 億 2,015 万 3,061 円であり、前年度繰上充用金とは前年度の赤字を補てんするものです。

歳出合計 41 億 1,281 万 8,558 円であり、歳入歳出の差引 2 億 242 万 9562 円の赤字となりました。この赤字は、平成 27 年度予算の歳入から補っています。

以上で平成 26 年度国民健康保険決算の報告を終わります。

(会長)

ただいま事務局から平成 26 年度国民健康保険決算の説明がありましたが質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

副市長から平成 26 年度決算は黒字になったという話がありましたが、決算報告では赤字になっているのはなぜですか。

(事務局)

決算報告で 2 億の赤字が出ているのは、平成 25 年度以前の赤字が累積しているためです。これを除きますと平成 26 年度だけの収支になるわけですが、平成 26 年度だけで計算しますと約 1,700 万円の黒字になりました。

なので、平成 26 年度に約 1,700 万円の黒字が出ましたので、累積赤字がそれだけ減少したということになります。

(会長)

今の説明は、歳出の 12 前年度繰上充用金に関するのでしょうか。

(事務局)

そうです。12 前年度繰上充用金とは、平成 25 年度決算における赤字 220,153,061 円を平成 26 年度に繰り上げることで補てんしているということです。そして、平成 26 年度決算では赤字が 202,429,562 円ですから、この差額約 1,700 万円は平成 26 年度で黒字が出て累積赤字が減ったということになります。

(委員)

国保財政は健全化しつつあるということですか。

(事務局)

単年度で赤字がでるよりは黒字になるに越したことはないのですが、国保財政が健全化しているかという点必ずしもそうとは言えないと思います。

国民健康保険の財源は、国、県又は支払基金の交付金等で賄う部分と国保税で賄う部分になっていますが、赤字がでるということは本来国保税で賄わなければならないところできていないということになります。国保税率は、平成 24 年度に上げたわけですが、この税率で累積赤字を解消できるかという点、それはできないと判断していましたが、平成 24 年度から平成 26 年度において収支はある程度均衡しているので健全化と言えるかと思いますが、平成 19 年度からの累積赤字は解消できていないというのが現状です。

(委員)

年金から特別徴収されるようになって、収納率は上がっていると思いますが滞納額はどのくらいあるのでしょうか。

(事務局)

平成 26 年度現年分の国保税の調定額は約 7 億 3,400 万円であり、徴収率は 93.73%であって、収納額は約 6 億 8,800 万円です。なので、収入未済額約 4,600 万円を翌年度に繰り越しています。

特別徴収の制度があるからといって必ずしも徴収率があがるかと言えばそうではありません。年金からの特別徴収になった方について徴収率は 100%になりますが、普通徴収の方のほうが多く担税力の弱い方もいるので、全体としての徴収率は横ばいです。

(委員)

介護保険は保険料の未納の場合ペナルティがありますが、国保についてはありますか。

(事務局)

国民健康保険では、国保税の納期限から 1 年を過ぎてもなお滞納が続いている方については、被保険者証の代わりに資格証明書を交付しています。資格証明書で医療機関に提示して受診したときは、自己負担が 10 割になります。そして、後日、申請により保険給付分を払い戻すことになります。

(会長)

その他質疑はありますか。ないようですので、平成 26 年度国民健康保険決算について、質疑を終結いたします。

(会長)

次に、諮問事項の 1 点目の善通寺市国民健康保険税の課税限度額改正（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

1 ページをご覧ください。平成 27 年 1 月 14 日に閣議決定された平成 27 年度税制改正における国民健康保険税の改正内容です。平成 27 年 3 月 31 日に地方税法施行令が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されたものです。(1) ですが課税限度額の引上げの内容であり、(2) は低所得者に係る国保税の軽減世帯の拡大の内容です。

2 ページをご覧ください。課税限度額の引上げのイメージをグラフで示しています。また、点線枠内は軽減世帯について記載しています。

3 ページをご覧ください。国保税の軽減制度については、世帯の所得に応じて均等割と平等割が 7 割、5 割又は 2 割の軽減を受けられる制度です。地方税法施行令の改正に

より 5 割軽減世帯の判定における被保険者の人数に乗ずる金額が 24 万 5000 円から 26 万円に、2 割軽減世帯の判定における被保険者の人数に乗ずる金額が 45 万円から 47 万円に引上げになったため 3 ページの表のとおりとなります。表の見方は、7 割軽減は所得 33 万円以下の世帯、5 割軽減は例えば 1 人世帯の場合は 57 万 5,000 円以下であったものが 59 万円以下の世帯、2 割軽減は例えば 1 人世帯の場合は 78 万以下であったものが 80 万円以下の世帯が軽減を受けられることとなります。なお、この改正は納税者に有利となることから、6 月の市議会で条例改正を行い平成 27 年 4 月 1 日より適用しています。

次に課税限度額の引上げについてですが、中間所得の被保険者に配慮した見直しが可能となり、また全国レベルで基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の限度超過世帯の割合のバランスを図るために実施されているものです。内容としては基礎課税分の課税限度額が 51 万円から 52 万円、後期高齢者支援金等分の課税限度額が 16 万円から 17 万円、介護納付金分の課税限度額が 14 万円から 16 万円に引上げになります。

4 ページをご覧ください。県内自治体の国保税率と課税限度額ですが、本市を除く 7 市 9 町におきましては既に平成 27 年度から課税限度額を引上げております。本市におきましても国保財政が赤字ですので、国保税の収入確保のため限度額引上げの条例改正を本協議会の意見をお聞きしたうえで、市議会に議案を上程するかどうかを決定したいと思いをします。

5 ページをご覧ください。条例改正案の新旧対照表です。

6 ページをご覧ください。課税限度額引き上げに伴う影響の表 1 ですが、平成 27 年 9 月 30 日現在では課税世帯数は基礎課税分で 4,959 世帯であり、このうち課税限度額を超える世帯は 76 世帯です。表 2 ですが、課税限度額を考慮せずに国保税額を計算した場合、基礎課税分では 510,000 円を超え 520,000 円以下になる世帯が 3 世帯であることを示しています。表 3 ですが、課税限度額引上げを行った場合の国保税の収入増の見込みですが、合計約 175 万円の収入増が見込まれます。なお、これは平成 27 年 9 月 30 日現在で計算したものですので、平成 28 年度の実額の額とは異なることに御留意ください。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から善通寺市国民健康保険税の課税限度額改正（案）の説明がありましたが質疑をお受けしたいと思いをします。

(委員)

他の市町と遅れて改正しているのはなぜですか。また、このような状況はつづいていくのでしょうか。

(事務局)

他の市町は、平成 27 年 3 月 31 日に市（町）長の専決処分により条例を改正し、その後 5 月又は 6 月の議会で報告し条例改正の承認をもらうという方法をとっており、平成 27 年度から課税限度額を改正しています。

本市としては、法律が改正されたから市長の専決で条例を改正して実施したらいいのではないかという意見もありますが、やはり条例改正は議会の権限ですので、運営協議会でお諮りして市議会に条例改正案を提出し、承認をもらってから実施すべきではないかと考えています。確かに、平成 27 年度から課税限度額を引き上げていれば約 175 万円の収入増が見込まれるわけですが、条例改正の方法の違いによって他市町と比べ 1 年遅れているわけです。そして、国保税の課税限度額は、法律が改正されたからといって、必ずしも 4 月から実施しなければならないものではないのでこのようにしています。

(委員)

民主的に計らっていただきありがとうございます。善通寺市は、現在は赤字ですが、以前は国保財政がよかったからこのような条例改正の考え方につながっているのでしょうか。

(事務局)

昭和 60 年頃は赤字でしたので税率を上げまして、国保財政に余裕ができた平成 3 年頃から基金に積み立てていました。平成 12 年度からは、介護保険制度が始まったわけですが、国保税の中で医療分も介護保険分も支払わなければならないということで、介護保険制度導入にあわせて税率を下げました。平成 14 年度には、基金が約 5 億円ありましたので、被保険者の負担軽減のため税率を大幅に下げました。ただ、税率を下げた結果、平成 18 年度までは基金を取り崩して何とか運営してきましたが、平成 19 年度には赤字になりました。

課税限度額の引上げについては、財政に余裕のあったときは遅らせるという考えもあったかもしれませんが、市議会との関係もありますので先ほど説明したような方法で条例改正をしています。

(会長)

他に質問等はありませんか。ないようですので、この諮問事項に関して「適正」とすべきか、「適正ではない」とすべきかとりまとめをしたいのですが、「適正」としてよろしいでしょうか。

(異議なし。)

ありがとうございます。それでは、答申書の内容ですが、「適正」というような内容で作成することとし、作成は会長に一任していただけますでしょうか。

(委員)

この情勢なので、条例改正の趣旨はもったもたなことであると思います。しかし、滞納者の収納率を高めていただきたい、また、医療機関に受診する方が多いことから保健事業に力を入れていただきたいと思います。また、毎年、保健課長が異動するのですが重要な部門ですので最低3年は異動せずに取り組んでいただきたいと思います。

(会長)

非常に貴重な意見を3点いただきましたが、1点目の滞納者対策について事務局から説明はありますか。2点目の保健事業は次の議題で説明があると思いますし、3点目は人事のことですので委員のみなさんで回答するのは難しいと思います。

(事務局)

滞納者に財産がある又は収入があるなどの場合において滞納処分を行うことで収納を確保することに努めています。今後も収納率の向上に努めてまいりたいと思います。

(委員)

ここ最近の収納率は増えているのでしょうか。

(事務局)

ここ2～3年の収納率については横ばいです。現年分の収納率を高めることが滞納繰越を減らすことにつながるので、まず現年分の収納率向上に努めたいと思います。なお、県内の状況でいえば本市は平均よりは上位の収納率であります。

(会長)

貴重な意見をいただきましたが、このようなことを踏まえ答申書を作成することとし、答申書が作成できましたら皆さんに郵送しますので御確認ください。

(会長)

続きまして、諮問事項2点目の善通寺市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1ページをご覧ください。上から9行目ですが、この計画は、保健事業実施指針が改正され、保険者は健診データやレセプト情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、その実施計画を策定して保健事業の実施及び評価を行うものとされたので、策定をします。

また、計画期間は平成27年度から平成29年度までとします。

2ページからは、現状分析ですが、まず2ページの2国保加入世帯と被保険者数のグ

ラフから国保に加入している方は年々減少していることが分かります。

3 ページの国保被保険者に占める高齢者の割合をご覧ください。国保に加入している方の年齢構成ですが、65～74 歳の方の割合が年々増加していることが分かります。

同じ 3 ページの下段ですが、特定健診の受診率の推移があります。平成 26 年度は善通寺市では 41.4%の方が受診されました。最近、県平均がでまして、平成 26 年度の県平均の受診率は 41.1%です。0.3%上回ることができました。

どの年齢の方が特定健診を受診しているかを調べたのが 4 ページのグラフになりました。60 歳を過ぎてから受診率が高くなってくる、健康意識が高くなってくるのがわかります。

次に 5 ページです。一人当たりの医療費は年々上昇しており、特に 65 歳以上の方の医療費が高いことが分かります。では、善通寺市ではどのような疾患で治療されているかをみるわけですが、6 ページをご覧ください。善通寺市は全国平均や県平均より生活習慣病で治療されている、中でも糖尿病で治療されている方が多いことが分かります。グラフの赤いところが糖尿病の割合です。

糖尿病についてだけを善通寺市内の地区別にみたのが 7 ページ 8 ページになります。

それから 10 ページをご覧ください。このグラフのように人工透析の医療費は高額であって、国保の加入者では、33 人の方が治療されています。また、ジェネリック医薬品の使用割合ですが、皆さんの御協力により年々上昇しています。

12 ページから 15 ページは平成 26 年度の保健事業の実績であり、現状分析をした結果が 16 ページです。善通寺市の課題としましては、特定健診及び特定保健指導の実施率の向上、生活習慣病の予防、重症化予防、医療費適正化として多受診・重複受診の対策があげられます。

そして、善通寺市の課題に対する今後の取組を 17 ページから記載しています。まず、特定健診ですが、特定健診は 40 歳以上 74 歳の方に受けていただく健康診査であり、平成 26 年度の受診率は 41.4%でした。今後は、未受診者に対する受診勧奨の方法、郵送や電話を検討し、受診率の向上に努めたいと思います。また、がん検診については、受診しやすいように特定健診との同時実施で行なっており、継続的に実施していきたいと思っています。

18 ページをご覧ください。特定健康診査及びレセプト情報から、重症化予防を目的に糖尿病の受療中断者又は歯周病の疑いがある方に受診勧奨を郵送しており、継続的に実施していきたいと思っています。

19 ページをご覧ください。特定保健指導の目標がありますが、特定保健指導とは特定健診の結果により血糖、血圧、脂質が基準値を超える方であって、腹囲や喫煙の有無により対象者を決定し、生活習慣病の予防のために保健指導をするものです。

現在、特定保健指導は、人間ドックを実施している医療機関に委託しているものと直接市が実施しているものがあります。健康運動大学とは、特定保健指導の対象者又は健康リスクの高い方で、運動を中心に組みたい方を対象に、週 2 回（半年間）実施するものです。

20 ページをご覧ください。ヘルススクールとは、9 月～12 月に月 1 回ずつ合計 4 回実施します。特定健診を受けるような年齢になる前から健康に気をつけてほしいという意味で若い方を対象にしています。20 ページの下段には、いきいきキラッと善通寺食育推進事業、地区組織の育成とありますが、地域の食生活改善推進会や健康推進員会と協力し、健康づくりに努めていきたいと思います。

それから、21 ページには、個別の指導ということで健康相談、多受診者訪問指導、22 ページには、皆さんにお知らせする医療費のお知らせやジェネリック医薬品の啓発について継続的に実施していきたいと思います。

このような取組を実施することで、長期的に生活習慣病の予防を目指したいと考えています。

以上です。

(会長)

ただいま事務局から善通寺市保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）の説明がありました。質疑をお受けしたいと思います。

(委員)

多受診者・重複受診者が増えているとありますが、医療の立場では患者さんが正直に言ってくれないと分からないから、どうしても同じような薬をたくさんもらっている方がいるのが現実であって、レセプトを確認することができる保険者の立場からもう少し厳しく指導してほしいと思います。歳入を増やす努力だけでなく、歳出を減らす努力をもう少ししてほしい。

また、ジェネリックについては、国の方針であることは分かりますが、医師によっていろいろな考え方があり私の立場でも良い悪いは言えません。しかし、患者さんの中には自己負担が助成されている方がいますが、このような方にもジェネリックを使ってもらうよう保険者から指導してほしいと思います。

(委員)

特定健診を受診して、その結果でどのくらいなら良くてどこからが悪いのかを示していけばいいのではないのでしょうか。体の全てが健康な方は少ないと思います。健診結果が少しぐらい悪いとしても、そのような方にまで事業経費をかけていくと大きな経費かかりませんか。

(委員)

そのような意見は一般的には適当だと思いますが、保険者としては元気で長生きしてもらうという考えがあるのでしょうか。だから、保険者は生活習慣病予防に取り組むというわけですが、ただ、生活習慣病をどうしたら防げるかを指導してくれているのに参加しないところに問題があると思います。特定健診の受診率は約 40%ですが、特定保健

指導の実施率は約 20%というのは少ないと思います。保健指導の内容を魅力のあるものに工夫したらどうでしょうか。

(事務局)

平成 27 年度から国保出前講座を実施しておりまして、保健師と国保事務職員が地区公民館で疾病予防だけでなく国保会計の話しをさせていただいております。この出前講座は健康推進員の方から好評であったと聞いており、続けていきたいと思っています。

(委員)

私も公民館で聞いたのですが非常に盛り上がり良かったので、あのような話をもっと広く市民に聞いてもらえたらと思います。この出前講座がデータヘルス計画の中では平成 29 年度にやっと 8 地区まわることができるような目標になっていますが、たくさんの方に聞いてもらいたい話なのでもっと早く取り組まれたらどうでしょうか。平成 28 年度にぜひ 8 地区まわってほしいと思います。

また、出前講座と称していますが、健康推進員会の研修会に組み込んだらどうでしょうか。そして、出前講座というのは自治会や婦人会などへ出かけるときの事業名にしてはどうでしょうか。

(事務局)

平成 27 年度から始めたばかりですが、好評ということですので、たくさんの方に聞いてもらえるように出かけていきたいと思っています。

(委員)

私も健康推進員のお世話をしながら思うのですが、研修会では健康に関する勉強ができるから出席率がいいと思います。ですから、保健課から「こうした方がいいよ。」ということを話してくだされば会長も関心を持つと思いますし、また、地区の役員からも 1 年終わってみて「いい勉強ができて良かった。」という声が多いので、健康づくりに関する事業を広めていってほしいと思います。

(会長)

善通寺市保健事業実施計画について、いろいろな意見がありました。「多受診者の指導のレベルアップ」、「魅力ある保健事業の企画」、「出前講座の推進」及び「健康推進員会の活用」という意見がありましたが、このようなことを念頭におきながら答申書を作成していくということによろしいでしょうか。

(委員)

13 ページのいきいきキラッと善通寺食育推進事業の実施回数と参加者数がとても多いので、このようなところを活用して短時間でもいいから出前講座をしたらどうでしょ

うか。みなさん食べるのが好きだから参加者数が多いと思います。食べることにあわせて健康の勉強ができるようにしてはどうでしょうか。

(会長)

このような意見をふまえて答申書を作成することでよろしいでしょうか。また、作成に関しては会長に一任いただけますでしょうか。答申書が作成できましたら皆さんに郵送しますので御確認ください。

(会長)

これで、議事は終了しましたが、他に全体を通して意見はありませんか。ないようですので、本日の協議会を終了したいと思います。ありがとうございます。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

連絡事項 4 点申し上げます。

まず、1 点目は国民健康保険運営協議会の公開についてですが、本市の協議会や審議会については原則公開していく方針です。次回の協議会で傍聴を希望される方がおいでの場合は、委員の皆様には傍聴について御了解をいただきますようお願いします。

2 点目に議事録の公開についてですが、協議会の公開と同様に議事録についても善通寺市のホームページで公開していく方針です。

3 点目に委員の改選についてですが、現在の委員の皆様の任期は、平成 27 年 10 月 31 日までとなっており、森川委員様、坂本委員様におかれましては、任期満了後、退任されることになっています。森川委員様 坂本委員様には大変お世話になり厚くお礼申し上げます。また、他の委員の皆様には次期の委員の委嘱について御承諾をいただき誠にありがとうございます。今後ともよろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

最後 4 点目ですが、次回の運営協議会については、平成 28 年 2 月～3 月頃に開催したいと思います。日程は事前に調整いたしますので、出席についてよろしくお願いいたします。

以上で本日の国民健康保険運営協議会を終わります。ありがとうございました。